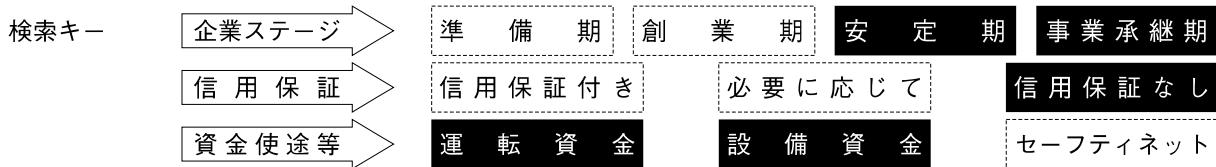


第4章　自己資本の充実

第4章 自己資本の充実



※「検索キー」：巻頭に説明があります。

1. 東京中小企業投資育成株式会社

申込み及び問い合わせ先	
東京中小企業投資育成株式会社	
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号投資育成ビル	
代表	T E L 03-5469-1811
業務統括部	T E L 03-5469-5850
ホームページ	https://www.sbic.co.jp/

[投資育成会社の目的]

東京中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本充実と健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年6月10日法律第101号）に基づいて設立された政策実施機関です。

自己資本充実の手段としては、内部保留の蓄積、増資による資本金の増加が挙げられますが、中小企業が事業利益により内部留保を蓄積することは未だに難しい状況にあります。又、信用力が相対的に低く第三者からの出資を得るのは難しいため、自力で必要資金を貯めには限度があります。投資育成会社は、このような中小企業に対し、株主となって自己資本充実を支援し、株式を長期間保有するとともに、資金調達や経営上の諸問題の相談に応じていきます。そして、その企業が将来、株式上場により、独力で証券市場から資本調達できる段階まで、あるいは上場しないまでも自力で第三者から増資資金の調達が可能な企業に成長するまで、その発展を支援することを目的としています。

[投資育成会社の業務内容]

- (1) 株式・新株予約権・新株予約権付社債等の引受け
- (2) コンサルテーション

[株式・新株予約権・新株予約権付社債等の引受け]

1 対象企業

資本金3億円以下の株式会社。

ただし、中小企業等経営強化法など、特例法の規定により資本金が3億円を超えていても、対象となる場合があります。

なお、投資育成会社から投資を受けた企業は、その後、資本金が3億円を超えてても、引き続き追加投資を受けることができます。

2 対象業種

全業種。ただし、公序良俗に反するもの、又は投機的なものを除く。

3 株式の引受け

(1) 選定基準

事業が成長発展する見込みがあること。

経営基盤の強化等の努力を行っていると認められること。

※経営者、経営方針、管理組織、製品開発力、販売力などの総合判断によります。

(2) 引受株式の評価

今後の収益力、技術力、成長性を総合的に判断して評価します。

(3) 引受限度

増資後の議決権比率50%以下を限度とします。

(4) 株式の保有期間

特に保有期間は設けておりませんが、原則として長期間保有し、自己資本の充実や経営権の安定を支援しております。

(5) 株式の譲渡

原則として株式を長期間保有します。長期間保有後、継続保有するか、または譲渡するかについて十分協議します。

4 新株予約権・新株予約権付社債等の引受け

(1) 選定基準

ア 新株予約権・新株予約権付社債等に付された新株予約権を行使できる見込みがあること。

イ 上記アのほか、株式引受けの際の選定基準が適用されます。

(2) 行使価額

新株予約権・新株予約権付社債等の引受けの場合にも、株式引受けの場合の評価方法に準じ、行使価額をあらかじめ定めています。

(3) 引受限度

新株予約権のすべてを行使したものとみなした場合、投資育成会社の議決権比率50%以下を限度とします。

(4) 利率

審査のうえ当社所定の利率を設定させていただきます。

(5) 保証

原則として徴求しませんが、必要に応じて代表者の個人保証をいただくことがあります。

(6) 社債期間

原則として5年以内です。

(注) 新株予約権付社債は、社債権者が発行時に定められた所定の期間内に、所定の数の株式を、所定の価額(行使価額)により引受けのことのできる権利(新株予約権)が付与されている社債です。

[コンサルテーション]

投資先企業における経営上の諸問題は、非常に多岐にわたり、それぞれの企業が持つ条件、規模、成長段階によって様々です。投資育成会社は、豊富な情報と蓄積されたノウハウを活かして、それぞれの企業が持つ特性、成長段階に応じながら投資先企業に密着した、次のようなコンサルティング業務を行っています。

- (1) 経営管理、組織、金融、生産、販売、経営継承、海外展開など、企業経営の諸問題についての助言、指導
- (2) 投資先企業相互の研鑽や情報交換、人脈づくりや取引先拡大を目的とする社長会、後継者の会などの運営
- (3) セミナー、情報誌、メールマガジン、ホームページを通じた経営情報の提供
- (4) 新入社員から役員までの階層別研修、営業、財務、労務等の実務研修



※「検索キー」：巻頭に説明があります。

2. D B J キャピタル株式会社

申込み及び問い合わせ先

D B J キャピタル株式会社 投資部

〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

ホームページ <https://www.dbj-cap.jp/>

お問い合わせはホームページ内の投資相談フォームへお願いします。

当社は、株式会社日本政策投資銀行全額出資によるベンチャーキャピタルです。

今後の我が国産業経済の活力維持・増進のためには、多様な新規事業が活発に行われていく必要があります。

以上の目的のため、当社は出資という形態により、新規事業を実施するスタートアップベンチャー企業を積極的に応援していきます。

1 成長性豊かなスタートアップベンチャー企業への出資

高度な技術又は独自のノウハウを有し、高い成長性が見込まれる未公開企業が対象となります。

2 出資額

1,000万円～3億円程度